平成２３年（フ）第１９５号
三重県津市久居中町281番地２　吉村ビル２Ｆ
債務者　森田　貴子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０７３号
神戸市中央区山本通５丁目３番36―501号
債務者　西　　功二
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０７４号
神戸市中央区山本通５丁目３番36―501号
債務者　西　　照子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３１号
神戸市垂水区神陵台６丁目２番６―205号
債務者　釣谷　恵子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３７号
神戸市北区緑町４丁目３番７―18号、従前の住所神戸市北区緑町７丁目21番２―202号
債務者　本田　静二（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７０号
神戸市兵庫区下沢通１丁目５番３―203号
債務者　中村　康典
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９号
広島県三原市久井町吉田658番地２
債務者　上田　秀明
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
福岡県八女市立花町山崎536番地１
債務者　森　　孝男
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第５６号
福岡県八女市馬場241番地４
債務者　桁山真理子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第３９９号
大分市大字小野鶴1000番地
債務者　後藤　　茜
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３９９号
盛岡市永井22地割３番地13　吉武荘201号
債務者　森　　務
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１７７号
福島県郡山市安積町日出山３丁目192番地　佐藤アパート201号
債務者　遠藤さだ子（旧姓石澤）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
石川県小松市木場台47番地、従前の住所石川県小松市矢田野町カ86番地２
債務者　馬場　隆義
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１０６号
石川県小松市木場台47番地、従前の住所石川県小松市矢田野町カ86番地２
債務者　馬場さおり
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１１４号
石川県能美市大長野町ホ13番地１
債務者　秋山　育世
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２６２号
福井県鯖江市上鯖江１丁目10番13号
債務者　辻　　嘉臣
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
福井市新保町第38号26番地２
債務者　徳山　照美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
福井県越前市横市町第10号５番地の１　アビタシオーネ407
債務者　関　　満江
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係